

賃貸借契約関連

退去時に室内の修繕工事が必要な場合、自分で工事業者を決めて手配しても構いませんか？

賃貸借契約書の規程により、「借主の義務として定められた修繕工事は、原則として貸主の指定する業者に依頼して行うものとする」という定めがあり、内装・外構工事とも、貸主又は管理会社にて工事手配を行っております。

恐れ入りますが、契約者・入居者様をご自身で業者を選定し、工事を行うことはお断りさせていただきます。

一意的なソリューション ID: #1125

製作者: Sanwa-Jyutaku

最終更新: 2021-12-03 19:38